

(※)子育てのための施設等利用給付交付金864億円の内数として執行

令和元年10月の制度創設以来初めて、 認可外保育施設等の利用料に係る給付上限引き上げ (令和8年10月～)

⇒ **延べ約60万人**の保護者の**利用料の負担軽減**

令和元年10月の幼児教育・保育の無償化時に、
認可外保育施設等に通うこどもの利用料については、
一定の上限額の範囲で無償化の対象とすることとした
(施設等利用給付制度)

↓
給付上限額は、制度創設以来据え置き

(令和8年10月から)

制度導入以降の物価・賃金動向等を踏まえ、

概ね1割程度(1,000～3,700円/月)

給付上限額を引き上げ

[保護者負担を軽減し、こどもの育ちを支援]

10

令和8年度予算案 864億円 (914億円)

事業の目的

- 子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支給する施設等利用給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援するとともに、子どもの保護者の経済的負担を軽減する。

【実施主体】市町村 【負担割合】国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4 (原則)

事業の概要

市町村は、①の支給要件を満たした子どもが②の対象施設等を利用した際に要する費用を支給。

①支給要件

- 以下のいずれかに該当する子供であって市町村の認定を受けたものが対象
 - ・ 満3歳から5歳まで(小学校就学前まで)の子供
 - ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

②対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である認定こども園、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設(※)、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものが対象。

(※)認可外保育施設については、児童福祉法に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、令和12年3月末までの間は、都道府県知事が個別に指定する場合に限って、例外的に基準を満たした施設とみなして無償化の対象となる。



給付上限額の見直し

- 令和元年10月の3～5歳児の無償化時から据え置いていた給付上限額について、直近の物価水準や賃金動向等を踏まえ、右表のとおり見直しを実施する。
- 自治体・施設等の準備期間に鑑み、当該単価見直しは**令和8年10月から実施**。(令和8年4～9月は現行単価を維持。)

給付単価(月額)	現行	→	見直し後
認可外保育施設等(0～2歳)	42,000円	(+3,700円)	45,700円
認可外保育施設等(3～5歳)	37,000円	(+3,300円)	40,300円
新制度に移行していない幼稚園(私学助成園)	25,700円	(+2,300円)	28,000円
預かり保育等(0～2歳)	16,300円	(+1,400円)	17,700円
預かり保育等(3～5歳)	11,300円	(+1,000円)	12,300円